

食料・農業・農村政策審議会農業保険部会
家畜共済小委員会 報告概要

諮問事項

2 家畜共済診療点数表の改定の考え方について

【調査審議結果】

1 家畜共済診療点数表中の種別及び備考の見直し

諮問どおり、「最近における獣医学の進歩等により、種別及び備考の追加、変更及び削除を必要とするものについて見直しを行う」ことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- (1) 「第1診察料」の種別に「遠隔診」を追加する。
- (2) 「往診」の備考の2戸以上連続して往診した場合の往診距離を次の患者に至るまでの距離とする規定を削除し、全戸について診療施設を起点とした直線距離で往診距離を計算することを規定する。
- (3) 「導尿」から検査のために行う採尿を分離し、「第4検査料」の種別に「カテーテル採尿」として追加する。
- (4) 「薬剤感受性検査」及び「細菌分離培養検査」を統合し、「細菌培養検査」として追加する。
- (5) 「血清学的検査」の小分類から「ラテックス凝集反応検査」、「血球凝集反応検査」及び「沈降反応検査」を削除する。
- (6) 「直腸検査」に内部触診の対象としてリンパ組織及び骨盤を追加する。
- (7) 「筋肉内注射」及び「脊髄腔内注射」に含まれる穿刺による検査を「穿刺検査」に統合し、骨髓、リンパ節、滑液嚢、胸腔又は腹腔の穿刺を行った場合並びに後頭下、腰椎又は尾椎に穿刺を行った場合の増点規定を追加する。
- (8) 「寄生虫検査」から検査キットを使用する場合及び「尿検査」から糞便の潜血検査を行う場合を分離し、「第4検査料」の種別に「糞便検査」として追加する。
- (9) 「静脈内注射」から生後60日齢以内の牛への増点規定を削除する。

- (10) 「腰椎注射」に、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔の適用対象として膣脱整復、子宮脱整復及び難産介助を追加する。
- (11) 「投薬」の名称を「経口投与」に変更する。
- (12) 「洗浄」の小分類の「眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔洗浄・膣洗浄及び包皮洗浄」に「臍帯洗浄」を追加する。
- (13) 「鎮静術」に、適用対象として関節腔内注射を追加する。
- (14) 「子宮脱整復」から吊起に係る規定を削除し、〔第7手術料〕の冒頭の備考に、「吊起」が適用できる規定を明記する。
- (15) 「気管切開」を削除し、「切開手術」に適用対象として気管切開を追加する。
- (16) 〔第7手術料〕の種別に「臍手術」を追加する。
- (17) 「難産介助」に、「子宮洗浄」を併せて適用できる疾病として気腫胎及び胎子浸漬を追加する。
- (18) 「骨折整復」に、複数ヶ所を骨折した場合はそれぞれ適用できる規定を明記する。
- (19) 「膝蓋関節脱臼整復手術」を削除する。
- (20) 「切開手術」に、適用対象として気管切開又は尿道内結石破砕を行った場合を追加する。
- (21) 〔第4検査料〕に検体採取、検体検査、生体検査及び検案の中分類を設けるとともに、種別全体について種別の記載順を吻側に係るものから尾側に係るものの順へ並び替える。

2 家畜共済診療点数表中のA種点数（規則第166条の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）の見直し

諮問どおり、「診療に直接必要な医療品等の費用の評価に用いる「A種点数」のうち、最近における経済事情の変化、獣医学、医療機器等の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う」ことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- (1) 「診断書」及び「検案書」について、文書の電子化による負担減に伴い、点数を引き下げる。
- (2) 「血液生化学的検査」のポータブル測定器を用いて血液中の β ヒドロキシ酪酸を測定した場合について、消耗品の市場価格上昇を鑑み、点数を引き上げる。
- (3) 「皮下注射」及び「静脈内注射」について、消耗品の市場価格上昇を鑑み、補液管使用による増点点数を引き上げる。

- (4) 「洗浄」の「乳房内洗浄」について、消耗品の市場価格上昇を鑑み、点数を引き上げる。

3 家畜共済診療点数表中のB種点数（規則第117条の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）とA種点数との差の見直し

諮問どおり、「診療に携わる獣医師の診療技術料等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第144条第2項第2号の診療技術料等をいう。）の評価に用いる「B種点数－A種点数」のうち、最近における獣医技術の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う」ことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- (1) 「初診」について、近年の賃金推移等を鑑み、点数を引き上げる。
- (2) 「往診」について、距離区分の見直しに伴い点数を見直す。
- (3) 「診断書」及び「検案書」について、文書の電子化による負担減に伴い、点数を引き下げる。
- (4) 「検案」の「解剖しない場合」について、「初診」と同点数へ引き下げる。
- (5) 「静脈内注射」について、生後60日齢以内の牛への増点規定を削除することに伴い、点数を引き上げる。

4 家畜共済診療点数表の適用

諮問どおり、改定後の家畜共済診療点数表は「令和5年4月1日から適用する」ことは適当と判断する。

諮問事項

- 3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法について

【調査審議結果】

1 収載できる医薬品の基準

「収載できる医薬品の基準」について、適当と判断する。

2 価格の算定方法

収載医薬品の供給の実態を踏まえつつ、「価格の算定方法」について、適当と判断する。

3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表の適用

諮問どおり、改定後の家畜共済診療点数表付表薬価基準表は「令和5年4月1日から適用する」ことは適当と判断する。

食料・農業・農村政策審議会 農業保険部会
家畜共済小委員会 委員名簿

(専門委員)

あらい 新井 さちこ 佐知子 麻布大学獣医学部
講師

いとう 伊藤 みつぎ 貢 有限会社あかばね動物クリニック
取締役

おおたけ 大竹 ひろし 寛 フジタ製薬株式会社
薬事部長

ごとう 後藤 ただひろ 忠広 北海道農業共済組合研修所
技術スタッフ

(座長) さとう 佐藤 れいいちろう 礼一郎 宮崎大学農学部
教授

すぎやま 杉山 みえこ 美恵子 愛媛県農業共済組合東予家畜診療所
所長

はたなか 畠中 みどり みどり 兵庫県農業共済組合家畜部
部長

(五十音順、敬称略)